

2017年（平成29年）12月7日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	伊達忠一 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	江崎鐵磨 殿
消費者庁長官	岡村和美 殿
内閣府消費者委員会委員長	高 巖 殿

大阪弁護士会

会 長 小 原 正 敏

「消費者契約法専門調査会報告書」に関する意見書

高齢化社会の進展や近年の消費者を取り巻く社会情勢の変化等により、高齢者は勿論、若年者をも含めた幅広い年代において消費者被害件数は急増している。また、その内容も多様化・複雑化していることから、2016年（平成28年）5月25日に改正された現行の消費者契約法の規定や解釈においても尚被害救済が困難なケース等が増えている。

そして、2016年（平成28年）9月、現行法の改正において積み残された論点を審議するために、消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）の審議が再開され、2017年（平成29年）8月4日、専門調査会で「消費者契約法専門調査会報告書」（以下「報告書」という。）のとりまとめがなされ、それに基づく規定案が示された。

当会は、2015年（平成27年）7月7日付「消費者契約法改正」に関する意見書に続き、2017年（平成29年）7月25日付「消費者契約法改正」に関する意見書において、消費者被害の予防・救済に資するよう同法を改正するよう求めてきたことから、報告書及び報告書に基づく規定案（以下「規定案」という。）について、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 全体にわたる意見

【意見】

各規定案は、現行法の不十分なところの改善に資することから、そのすべてを立法化すべきである。

ただし、全体として、高齢化の進展等への対応として不十分であり、特に、高齢者や若年者等の判断力等の不足に乗じて契約を締結した場合に、消費者に取消権を認める規定を提

案していないことは問題である。

【理由】

消費者委員会の答申において指摘されているように、せい弱な消費者の保護の必要性など、現下の消費者問題における社会情勢、民法改正及び成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案すると、消費者契約法専門調査会の報告書は、検討すべき喫緊の課題には対応できておらず、規定案だけでは不十分である。

特に、高齢化の進展（認知症や軽度認知障害の人の増加）や成年年齢の引き下げが立法課題とされていることに鑑みると、高齢者や若年者等の判断力等の不足に乗じて契約を締結すること（いわゆる「つけ込み型勧誘」）について取消権を認める規定を提案していないことには、重大な欠落があると言わざるをえない。

第2 個別事項に対する意見

1 条項使用者不利の原則（法第3条1項関係）

努力義務を定めた消費者契約法第3条第1項のうち、契約条項の明確化に係る箇所を改正し、事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになり、また、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかなこと。

（報告書「第2-6」、規定案「1（1）」）

【意見】

規定案に賛成である。

もっとも、別途明文の規定で、条項使用者不利の原則を定めるべきである。

【理由】

契約条項の明確性を確保すべきことは、法3条1項の事業者の努力義務からも導き出されるところであり、規定案はその趣旨に添うものである。

もっとも、事業者に対して明確な条項を作成するインセンティブを与え、ひいては条項の解釈に関する事業者と消費者の間の紛争を未然に防止するためには、諸外国と同様に、明文をもって条項使用者不利の原則を定めるべきである。

2 消費者に対する配慮に務める義務（法第3条1項関係）

努力義務を定めた消費者契約法第3条第1項のうち、事業者の情報提供に係る箇所を改正し、当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない旨を明らかなこと。

(報告書「第2-7」、規定案「1(2)」)

【意見】

規定案に賛成である。

もっとも、考慮事項には「年齢その他の特性」をも付加すべきである。

【理由】

事業者が消費者に必要な情報を提供するにあたり、取引の性質に応じて、その取引の「知識及び経験」を考慮すべきことは、消費者基本法5条3項の事業者の責務に照らして、賛成できる。

もっとも、考慮すべき事項は、それだけに限るものではなく、消費者が自律的に意思決定を行えるよう、「年齢その他の特性」をも考慮すべき取引もあることから(消費者基本法2条2項参照)、考慮事項には、「年齢その他の特性」をも付加すべきである。

3 不利益事実の不告知(法第4条第2項関係)

不利益事実の不告知(消費者契約法第4条第2項)の規定において、現行の消費者契約法では「故意」とされている事業者の主観的要件に「重大な過失」を追加すること。

(報告書「第2-1」、規定案「2」)

【意見】

規定案にかかる追加をすることに賛成である。

ただし、不利益事項の不告知が、利益事項の告知と相まって不実告知と同視できるような場合には、故意なくして取消しできることとすべきである。また、故意等の主観的要件を維持するのであれば、先行行為要件を削除すべきである。

【理由】

規定案は、現行法と比較して、「故意に告げなかったこと」という主観的要件を緩和している点で、消費者被害の救済に資するものである。

もっとも、不利益事実の不告知の事例とされるものの中には、不利益な重要事項の不告知と相まって、利益となることを告げることが不実告知と評価できる場合も存在し、このような場合には法4条1項1号(不実告知)の規定により、事業者の故意なくして取消しができることとのバランスを考えて、この点を明文化すべきである。

また、不実告知に該当する先行行為があるとまでは評価できない案件についても、重要事項に関する不利益事実の不告知があり、かつ、その不告知について事業者が故意や故意に準じる重過失が認められる事案であれば、取消しの対象とすることが消費者保護に資するといえる。したがって、故意等の主観的要件を維持するのであれば、先行行為要件を削除すべきである。

4 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型
(法第4条3項関係)

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該消費者がその生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険に関する不安を抱いていることを知りながら、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該損害又は危険を回避するために必要である旨を正当な理由がないのに強調して告げることという趣旨の規定を追加して列挙すること。

(報告書「第2-2①」、規定案「3(1)」)

【意見】

規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成である。

ただし、事業者が認識している場合のみならず、認識可能な場合にも取消しを可能とすべきである。

【理由】

「消費者が損害又は危険に関する不安を抱いていること」について事業者が認識していたことを要件とすると、消費者側の立証が困難になり、消費者の利益の保護としては不十分となることから、事業者が認識可能な場合にも取消しを可能とすべきである。

5 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型
(法第4条3項関係)

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該消費者を勧誘に応じさせることを目的として、当該消費者と当該事業者又は当該勧誘を行わせる者との間に緊密な関係を新たに築き、それによってこれらの者が当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となったときにおいて、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げることという趣旨の規定を追加して列挙すること。

(報告書「第2-2②」、規定案「3(2)」)

【意見】

規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成である。

ただし、「…関係を維持することができない旨を告げること」という部分は、「この状態を利用して、消費者が求めない契約の締結を求めること」等と改めるべきである。

【理由】

同規定は、いわゆる「デート商法」を主に想定するものであると考えられるが、例えば、

勧誘者が売り上げノルマで困っていることを告げて契約を締結させるケースなど、契約締結を求める不当な方法はいくらでもあることから、要件として「当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げる」ことを設定することは狭きに失する。

規定案では、「消費者を勧誘に応じさせることを目的として…緊密な関係を新たに築くこと」、「それによって…消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となった」という極めて限定的な要件を定めていることから、「…関係を維持することができない旨を告げる」という部分は、「この状態を利用して、消費者が求めない契約の締結を求めること」等と改めるべきである。

6 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加（法第4条3項関係）

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に当該消費者契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為を実施し、当該行為を実施したことを理由として当該消費者契約の締結を強引に求めることという趣旨の規定を追加して列挙すること。

（報告書「第2-3①」、規定案「3（3）」

【内容】

規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成である。ただし、対象範囲を契約に関連する行為等を行った場合にまで広げるべきである。

【理由】

事業者が、契約締結前に一定の行為を行なったことを理由として契約の締結を強引に求めて消費者の困惑を惹起して契約を締結させた不当勧誘行為について消費者取消権を新たに認めるものであり、救済範囲の拡大に資する。

ただし、心理的負担に乗じて契約を迫られるのは、消費者契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為に限られないことから、対象範囲を、契約上の義務の履行に限らず、それに必要な準備行為など契約に関連する行為等を行った場合にまで広げるべきである。

7 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加（法第4条3項関係）

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該事業者が当該消費者と契約を締結することを目的とした行為を実施した場合において、当該行為が当該消費者のためにされたものであるために、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしないことによって当該事業者に損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告げ、当該消費者契約の締結を強引に求めることという趣旨の

規定を追加して列挙すること。

(報告書「第2-3②」、規定案「3(4)」)

【意見】

規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成である。しかし、「強引に」という文言は削除すべきである。

【理由】

消費者の負い目に乗じた行為類型である点で不当性の高いものであり、被害救済に資するものである。しかし、正当な理由がないのに強調して告げるという点に「強引に」という趣旨は包含されることから、「強引に」求めることが要件であるかのような点は、適用範囲が狭められるおそれがあるので削除すべきである。

8 不当条項類型の追加（法8条関係）

消費者契約が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの対価を消費者が支払うことを内容とする場合において、当該消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項を無効とする旨の規定を設けること。

(報告書「第2-5①」、規定案「4(1)」)

【意見】

規定案にかかる規定を設けることは賛成である。もっとも、「のみ」という文言は削除すべきである。

【理由】

後見等の開始それ自体を解除事由として認めるだけの合理的理由はない。また、このような条項を有効とすることは、障害者権利条約12条に反するのみならず、成年後見利用促進法や障害者差別解消法の趣旨にも反する。

この点、提案にかかる規定には、後見等の審判を受けたこと「のみ」を理由として解除権を付与する条項を無効としているが、これでは、形式的に付加的要件を加えさえすれば、同規定の適用を免れうることになりかねず、適用範囲を不当に狭めるものとなることから、「のみ」という文言は削除すべきである。

9 不当条項類型の追加（法8条関係）

次に掲げる消費者契約の条項は無効とする旨の規定を設けること。

ア 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の要件に該当する
か否かを決定する権限を事業者に付与する条項

(消費者契約法第8条第1項第1号及び同項第2号の規定の潜脱を可能とするような

決定権限付与条項)

イ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされる当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

(消費者契約法第8条第1項第3号及び同項第4号の規定の潜脱を可能とするような決定権限付与条項)

ウ 事業者が債務不履行がある場合に消費者の契約を解除する権利の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

(消費者契約法第8条の2の規定の潜脱を可能とするような決定権限付与条項)

(報告書「第2-5②」、規定案(4(2)))

【意見】

規定案にかかる規定を設けることは賛成である。もっとも、事業者の決定権限付与条項にとどまらず、事業者の解釈権限付与条項についても無効とする規定を設けるべきである。

【理由】

事業者の決定権限付与条項を無効とする規定案は、現行法を一步進めるものである。

もっとも、事業者の解釈権限付与条項も無効とする規定を設けるべきです。このような条項を認めると、事業者による事後的かつ一方的な契約内容の変更が可能となり、契約内容が確定できなくなるばかりか、事業者が自己に最大限有利に解釈するおそれもあることから、かかる条項は典型的に不当性が高い条項といえる。したがって、事業者の決定権限付与条項を無効とするにとどまらず、解釈権限付与条項も無効とする旨の規定を設けるべきである。

10 「平均的損害の額」の立証に関する規律の在り方(法9条関係)

消費者契約法第9条第1号の規定における「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者が生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けること。
(報告書「第2-4」、規定案「8」)

【内容】

規定案にかかる規定を設けることは賛成である。

もっとも、「平均的な損害の額」の立証責任は、消費者ではなく事業者に負担させるべきであり、そのことを端的に明文化すべきである。

【理由】

通常、消費者は「平均的な損害の額」を立証するために必要な資料を持っておらず、訴訟等において事業者に対して資料の開示を要求しても、拒否されるか、結果的に開示されたとしても開示までに時間と労力等の大きな負担を負うことになる。しかも、消費者が資料不足

のために立証に失敗すれば、違約金額が平均的な損害の額を超えるかどうか事実が不明であるにもかかわらず、消費者が敗訴することになってしまう。

他方で、事業者は、平均的な損害の額を算定した上で違約金の額を定めているはずなので、事業者立証責任を負担させたとしても、その際に利用した資料を用いれば済む問題であるから、過重な負担になることはない。

このような観点からは、規定案にかかる規定を設けることも一つの方法だが、消費者が類似業者に生ずる平均的な損害を把握することができないこともありえることから、むしろ、端的に「平均的な損害の額」の立証責任は、消費者ではなく事業者負担させる旨の規定を設けるべきである。

第3 規定案に盛り込まれなかった項目に関する意見

1 約款の事前開示（法第3条関係）

【意見】

消費者契約における約款等の契約条件の事前開示に関する規定を設けるべきである。具体的には、消費者が契約締結前に契約条項（約款を含む）の内容を予め認識できるよう契約締結に先立って、事業者は、合理的な方法で消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置くべきことを明示する規定を設けるべきである。

【理由】

契約条項の内容は、契約を締結しようとする消費者にとって必要な情報であり、これを提供することは事業者の責務である（消費者基本法5条1項2号）。また、これは契約条項に法的拘束力を持たせるための正当化根拠でもある。事業者と消費者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差（消費者契約法1条）を踏まえ、契約条件の事前開示を明確に義務づける必要がある。

2 「勧誘」要件の在り方（法第4条関係）

【意見】

「勧誘」要件の在り方について、2017年（平成29年）1月24日の最高裁判決を踏まえ、当面は、個別事案における法の解釈・適用に委ねるのが妥当である。

【理由】

「勧誘」要件の在り方について、最高裁の判断も出されたことから、今後は、いかなる働きかけが「勧誘」に該当するかについて、2017年（平成29年）1月24日の最高裁判決（民集71・1・1）の趣旨も踏まえ、今後の裁判例等の状況を見定めることが相当である。

3 不当条項類型の追加（法第8条関係）

【意見】

いわゆるサルベージ条項を無効とする旨の規定を設けるべきである。

【理由】

いわゆるサルベージ条項（本来であれば全部無効となるべき条項について、その条項の効力を強行法規により無効とされない範囲で有効とする趣旨の条項）が用いられると、裁判所の判断がない限りどの範囲で無効となるか不明確となり、その結果消費者が条項の文言の存在から権利行使ができないと誤解するなど、消費者が不利益を受けるおそれがある。また、適正な内容の約款条項を策定するという事業者のインセンティブを削ぐものである。

したがって、かかる条項は典型的に不当性の高い条項と言えるので、無効とする旨の規定を設けるべきである。

4 不当条項類型の追加（法第8条関係）

【意見】

軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする旨の規定を設けるべきである。

【理由】

もともと、人の生命・身体という法益は、他の法益と比べて要保護性が高く、当事者間の合意による処分には適さないものである。損害賠償請求権については、処分することも可能だが、およそ事故の生じていない状態で、傷害の程度や損害の額も分からないまま、事前にこれを一部でも放棄することは、生命・身体という法益を事前に放棄するに等しいものといえる。

したがって、事業者の軽過失により、少なくとも生命侵害又は身体への重大な侵害が生じた場合には、賠償責任を免除する条項はおよそ無効とする旨の規定を設けるべきである。

5 消費者の債務の消滅時効

【意見】

消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権につき、時効期間を3年とする規定を設けるべきである。

【理由】

民法の改正により、職業別短期消滅時効が廃止され、時効期間が権利を行使できることを知ったときから5年等と改められることになったが、消費者が日常取引における弁済・免除等の証拠を保存しておくことを期待できないのに対し、事業者には時効の管理を期待することができる。よって、消費者の債務の時効期間が5年というのは長すぎる。

以 上